

60 歳以上 65 歳未満のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

予防接種について

本市における 60 歳以上 65 歳未満の対象者は、次のいずれかの方です。

- (1) 心疾患，腎疾患，呼吸器疾患又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全を基礎疾患として取得した身体障害者手帳 1 級を有する者
- (2) 心疾患，腎疾患，呼吸器疾患又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全を基礎疾患とした病態により，自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有することを証明する診断書を有する者

◆注意事項

医療機関においては，予診票に「身体障害者手帳の写し」又は「診断書」を添付して請求してください。

◆予防接種法施行規則（抜粋）

予防接種法施行規則第 2 条の 4

（厚生労働省令で定めるインフルエンザの予防接種の対象者）

令第 3 条第 1 項の表インフルエンザの項第 2 号に規定する厚生労働省令で定める者は，心臓，腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

予防接種法施行規則第 2 条の 6

（厚生労働省令で定める新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者）

令第 3 条第 1 項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第 2 号に規定する厚生労働省令で定める者は，心臓，腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。